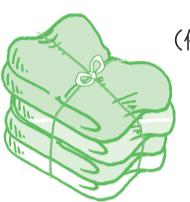
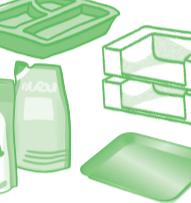


# 【概要版】資源物とごみの分け方・出し方

◎右のQRコードから市ホームページをご覧いただけます。ごみ・資源物の分け方、出し方の基本ルール  
◎主に集積所回収の内容になります。◎事業所のごみは出せません。  
◎年末年始を除き、収集日が祝日でも通常どおりの収集を行います。

## 1~10 資源物 1~8月2回収集、9月4回収集(5回目の収集はありません)、10拠点回収

資源物A: □回目と□回目の□曜日 資源物B: □回目と□回目の□曜日 プラ: 1回目から4回目の□曜日

資源物 A	<b>紙類</b>	<b>1 新聞紙</b> ●新聞紙のみ  ※広告紙は「資源物A(③その他の紙類)」で出してください。	<b>2 ダンボール</b> ●ダンボールのみ (断面が波状のもの)  ※1m×1m以内にたたんでください。	<b>3 その他の紙類</b> ●雑誌、書籍、広告紙、紙袋、 ボーリ紙、ノート、 パンフレットなど  ※小さな紙類は、散らしないように雑誌などにはさんでください。	<b>4 紙パック</b> ●牛乳やジュースなどの飲料の紙パック (内側が白く、アルミが貼られていないもの)  ※中を軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください。 ※プラスチック製の注ぎ口は取り除いてください。 ※雨の日には出さないでください。
	<b>出し方</b>	○上記①~④の種類別に、ひもで十文字にしばって出してください。※ガムテープなどは不可 ○箱や袋に入れないでください。 ○集積所や収集車の荷台で広がってしまうと飛散するおそれがあるため、1枚でもしばってください。 ○再生紙の品質低下につながりますので、異物(粘着テープ、伝票など)は取り除いてください。			
資源物 B	<b>5 布類</b> ●布地で木綿、綿、麻、ウール(毛布、セーター、じゅうたん、カーペットを除く)などが素材のもの、ポリエステルなどが混紡されているもの  (例)ワイシャツ、ブラウス、スーツ、ジーンズ、着物、シーツ、タオルなど	<b>6 びん・缶類</b> ●飲食用品が入っていたびんや缶  ※びんは一升びんの大きさまで、缶は一斗缶より小さいもの (例)ジュース缶、ビールびん、菓子缶、缶詰の缶、ペットフードの缶など	<b>出し方</b> ○びん・缶類は一緒に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください (市指定の収集袋は不可) 中を軽くすすぎ、缶はつぶさずに出してください。 ○ふたは取り外し、材質により分別してください。 プラスチック製のふた→⑨プラスチック製容器包装へ ワインのコルク栓→⑪燃えるごみへ 金属製のふた→⑫燃えないごみへ ただし、ジュース缶やビール缶のタブは外す必要はありません。 ○ラベルを外す必要はありません。		
	<b>7 ペットボトル</b> ●ペットボトルの識別マークがある飲料や調味料などが入っていたもの  (例)飲料、酒類、醤油など 透明のもの ※キャップとラベルを外して、中を軽くすすぎ、つぶしてください。 (縦につぶさないでください。)	<b>8 白色トレイ</b> ●肉や魚、惣菜などに使われる色や模様のない白い食品トレイ  ※白色トレイは簡単に爪楊枝がささります。 ※軽くすすぎ、乾かしてください。	<b>出し方</b> ○上記⑦⑧の種類別に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)		
資源物 拠点回収	<b>10 小型家電</b> ●回収対象(14品目)※対象品目以外のものは入れないでください。  携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、電子辞書、電子手帳、外付けハードディスクドライブ、携帯音楽プレーヤー(CD、MD含む)、ビデオカメラ、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、携帯型カーナビ、ICレコーダー、電気コード、ACアダプター	<b>9 プラスチック製容器包装</b> ●商品の中身を出したり食べたりして不要になるプラスチック製の容器や包装  (例)弁当などの容器、生鮮食品などの色トレイ、発泡スチロール、菓子類の袋、シャンプー・洗剤などの詰め替えパック	<b>出し方</b> ○無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)		
	<b>※市では収集できないもの</b>			○せん定枝 1本の太さは5cmまで。 1m以内の長さに切り、片手で持てるくらい(直径30cm程度)にひもで束ねてください。 1束につきごみ処理券1枚を貼ってください。 1回に出せるのは10束まで。(5束を超える場合は、清掃事務所に事前連絡が必要です。)	

## 11 燃えるごみ 週2回収集 毎週□・□曜日

### 袋に入る大きさのもの

市の指定する**黄色**の燃えるごみ  
収集袋に入れて出してください。

10L (10袋1組) 100円  
20L (10袋1組) 150円  
45L (10袋1組) 300円



(例)・生ごみ、貝類 ※水気をよく切ってください。  
・紙くず(レシートや写真等の再生できない紙、油や食品などで汚れた紙、ティッシュなど)  
・紙おむつ ※汚物はトイレに流してください。  
・落ち葉  
・綿や羽毛が入っているもの  
・皮革製品など

### 袋に入らない大きさのもの

#### [1m×50cm×50cm以内のもの]

1つにつき1枚、**黄色**の燃えるごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。

※透明な袋やダンボールなどにごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

処理券 (10枚1組) 300円

### 袋に入らない大きさのもの

#### [1m×50cm×50cm以内のもの]

1つにつき1枚、**黄色**の燃えるごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。

※透明な袋やダンボールなどにごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

処理券 (10枚1組) 300円

### 袋に入らない大きさのもの

#### [1m×50cm×50cm以内のもの]

1つにつき1枚、**水色**の燃えないごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。

※透明な袋やダンボールなどにごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

処理券 (10枚1組) 300円

### 袋に入らない大きさのもの

#### [1m×50cm×50cmよりも大きいもの]

(例)せん定枝  
1本の太さは5cmまで。  
1m以内の長さに切り、片手で持てるくらい(直径30cm程度)にひもで束ねてください。  
1束につきごみ処理券1枚を貼ってください。  
1回に出せるのは10束まで。(5束を超える場合は、清掃事務所に事前連絡が必要です。)

**[1m×50cm×50cmよりも大きいもの]**  
下記「16粗大ごみ」を参照してください。

## 12 燃えないごみ 月2回収集 □回目と□回日の□曜日

### 袋に入る大きさのもの

市の指定する**水色**の燃えないごみ  
収集袋に入れて出してください。

10L (10袋1組) 100円  
20L (10袋1組) 150円  
45L (10袋1組) 300円



(例)・飲食用品以外が入っていたびん・缶  
(塗料缶、化粧品のびんなど) ※中身が入っている場合は空にしてください。  
・鍋、やかん  
・白熱電球、グローランプ、LED蛍光管・LED電球  
・家電製品(家電4品目や電子レンジを除く。)  
・刃物、せどもの、ガラス製品など  
※刃物や割れたガラスなどの危険物は、厚紙などに包んで収集袋に入れてください。

### 袋に入らない大きさのもの

#### [1m×50cm×50cm以内のもの]

1つにつき1枚、**水色**の燃えないごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。

※透明な袋やダンボールなどにごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

処理券 (10枚1組) 300円

### 袋に入らない大きさのもの

#### [1m×50cm×50cm以内のもの]

1つにつき1枚、**水色**の燃えないごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。

※透明な袋やダンボールなどにごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

処理券 (10枚1組) 300円

### 袋に入らない大きさのもの

#### [1m×50cm×50cmよりも大きいもの]

(例)ストーブ  
※灯油は抜く  
※電池は外す  
(例)傘  
ビニールや布部分は、11燃えるごみへ。  
棒状のもの(1mまで)は、ひもで束ね、ごみ処理券を貼ってください。

**[1m×50cm×50cmよりも大きいもの]**  
下記「16粗大ごみ」を参照してください。

## 13~15 有害ごみ 月2回収集 □回目と□回日の□曜日

### 13 乾電池

●乾電池のみ  
(ボタン電池を含む)  
※各出張所・市民センターに設置している回収箱に出すこともできます。

◆乾電池として収集できないもの  
充電式電池(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など)  
市で収集ができません。回収協力店、もしくは、市清掃工場に持ち込んでください。

**出し方** ○上記⑬~⑮の種類別に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)

### 14 蛍光管、水銀体温計

●蛍光管(電球型・直管型・環型・コンパクト型など)  
●水銀体温計 ●水銀血圧計

※蛍光管の見分け方

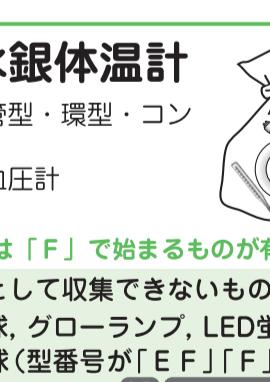
型番号が「E F」または「F」で始まるものが有害ごみ  
◆蛍光管として収集できないもの  
白熱電球、グローランプ、LED蛍光管、LED電球(型番号が「E F」「F」以外で始まるもの) → 12燃えないごみへ

### 15 スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター

●スプレー缶  
●カセットボンベ  
●ガスライター

※スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切ってください。穴開けは不要です。

※使い切りライターは、ガス抜きをしてから出してください。



## 16 粗大ごみ

### (1) 戸別収集を依頼 または (2) 市清掃工場へ持ち込み

●以下の基準を満たす家庭ごみ

(集積所収集できないもので、市清掃工場で処理が可能なものに限ります。)

大きさ: 集積所で収集できる大きさ(1m×50cm×50cm)を超える  
大きさで、1辺の長さの最長が3m以内、  
3辺(長さ・幅・高さ)の合計の長さが5m以内

重さ: 50kgまで

**出し方** ○下記(1)または(2)のいずれかの方法で処分してください。

#### (1) 戸別収集を依頼(事前申込制)

【戸別収集は、一世帯あたり月に1回、5個を限度】

・コールセンター(☎029-350-8101)に電話し、申込みをする。

受付時間: 月~金曜日(8:30~12:00, 13:00~17:00)

休日: 土日、年末年始

・粗大ごみ処理券取扱店において処理券を購入する。

・処理券に受付番号・氏名を記入し、粗大ごみの見やすいところに貼り付ける。

・コールセンターがお伝えした日の午前8時までに、玄関先など敷地内の道路に面した場所(集合住宅の場合は、1階の共有玄関前など)に粗大ごみを出す。

#### (2) 市清掃工場へ持ち込み(左記「ごみの持ち込み」参照)

##### ◆粗大ごみとして収集できないもの

・集積所で収集できるもの → 品目ごとに分別し、集積所に出してください。  
・市清掃工場で処理ができないもの → 保存版「資源物とごみの分け方・出し方」や市ホームページを参照の上、適切に処分してください。  
・排出場所(敷地内の道路に面した場所)まで運び出せないもの → 市ホームページ掲載の水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

(例)家具、ベッド(介護用不可)、畳、物干し竿、スキー板など

※大きさに関わらず、回転式いす、電子レンジ・オーブンレンジは、「粗大ごみ」扱いになります。

粗大ごみ処理券(シール式: 500円/枚)

※3枚の合計の長さが、3m未満…1枚必要  
3m以上5m以内…2枚必要



### ごみの持ち込み 水戸市清掃工場「えこみっと」(☎ 029-297-6760)

市清掃工場で処理できるものは、自己搬入することができます。

集積所に出す場合と同様に、分別の上お持ち込みください。ごみの内容、搬入車両、施設の状況により、受け入れできない場合がありますので、搬入前に市清掃工場へご確認ください。市指定の収集袋や処理券は必要ありません。

●所在地 水戸市下入野町2100

●受入時間 月~土曜日(8:30~12:00, 13:00~17:00)

●直接搬入手数料 10kgあたり130円 ※10kg未満は切上げ